

令和8年度白鷹町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この事業は、住宅等の増築工事やリフォーム等工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、住宅の居住環境の質の向上及び住宅投資の波及効果による経済の活性化を目的とする。その交付等に関しては、白鷹町補助金等の適正化に関する規則(昭和52年規則第5号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 白鷹町内に存する住宅で、現に自己が所有し、かつ、自己が居住する建築物をいう。

(2) 空き家 事業、貸付け及び居住を目的とした使用がなされていない建築物(新築後に当該建築物での居住の実態が全くないもの及び賃貸用のものを除く。)であって、次のいずれかにより取得し、かつ、自らが居住することとなるものをいう。

ア 売買(令和7年4月1日以降に成立し、買主が個人であるものに限る。)

イ 贈与(令和7年4月1日以降に成立し、受贈者が個人であるものに限る。)

ウ 相続(令和5年4月1日以降に相続したのものに限る。)

(3) 住宅等 住宅及び住宅の建築設備をいい、それらに附属する車庫、物置、門、塀等の建築物は含まない。

(4) リフォーム等工事 別表第1から別表第4までに掲げる工事及び次のいずれかに該当する工事であって第4条に定める要件に該当するものをいう。

ア 住宅等の機能や性能を維持・向上させるため、住宅等の全部又は一部を修繕、補修、補強、模様替え、更新(取替え)などを行う工事

イ 住宅等に増築(増築部分のみで独立した住宅の機能を有する場合を除く。)する工事

(5) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により産地証明された木材(「やまがた県産材集成材」を含む。)

及び認証された合板等をいう。

- (6) 県内業者 山形県内に所在地を有する個人事業者又は山形県内に本店若しくは主たる事務所を有する法人事業者。
- (7) 移住世帯 令和3年4月1日以降に山形県外から白鷹町内に住み替えた又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城及び福島）の各県に限る。）に居住し、令和3年3月31日までの間に白鷹町内に住み替え、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入届を提出した世帯員がいる世帯をいう。
- (8) 新婚世帯 申請時において婚姻した日から5年以内の世帯をいう。
- (9) 子育て世帯 平成20年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯をいう。
- (10) リフォーム等工事に対する補助（一般型）
移住世帯、新婚世帯又は子育て世帯以外が行うリフォーム等工事に対する補助をいう。
- (11) リフォーム等工事に対する補助（移住・定住促進型）
移住世帯、新婚世帯又は子育て世帯が行うリフォーム等工事に対する補助をいう。

（交付の対象者）

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) リフォーム等工事を行う者
- (2) 白鷹町に住所を有する者（補助金交付申請時には本町に住所を有しないが、実績報告時までには本町に転入し、居住する予定の者を含む。）
- (3) リフォーム等工事の実施にあたり、県内業者と工事請負契約を締結する者
- (4) 補助金申請年度の2月19日まで、実績報告書を提出できる者
- (5) 町税等の滞納がない者
- (6) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

イ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

エ その他、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

（交付対象工事）

第4条 事業の交付対象となる工事（以下「交付対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- （1） リフォーム等工事に要する費用の総額が500,000円以上であること。
- （2） 別表第1から別表第4に定める基準点の合計が10点以上となる工事を含むリフォーム等工事であること。
- （3） 県内業者がリフォーム等工事を施工するものであること。
- （4） リフォーム等工事に対する交付対象工事は、住宅1戸につき、それぞれ1回に限るものとする。

（交付対象住宅）

第5条 補助金交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- （1） 一戸建ての住宅等
- （2） 併用住宅（ただし、住宅部分のみを交付対象とする。）

（補助金額）

第6条 補助金の額は、交付対象工事を行う住宅等1戸につき、次の各号に定める額とする。

- （1） リフォーム等工事に対する補助（一般型）
 - ア 第2条第1号に定める住宅 リフォーム等工事に要する費用に10%を乗じて得た額又は120,000円のいずれか低い額とする。
 - イ 第2条第2号に定める空き家 リフォーム等工事に要する費用に

20%を乗じて得た額又は370,000円のいずれか低い額(ただし、売買により取得した空き家で、令和2年4月1日以降に中古住宅診断を受けていない場合は、リフォーム等工事に要する費用に20%を乗じて得た額又は320,000円のいずれか低い額)とする。

(2) リフォーム等工事に対する補助(移住・定住促進型)

ア 第2条第1号に定める住宅 リフォーム等工事に要する費用に30%を乗じて得た額又は300,000円のいずれか低い額とする。

イ 第2条第2号に定める空き家 リフォーム等工事に要する費用に40%を乗じて得た額又は550,000円のいずれか低い額(ただし、売買により取得した空き家で、令和3年4月1日以降に中古住宅診断を受けていない場合は、リフォーム等工事に要する費用に40%を乗じて得た額又は500,000円のいずれか低い額)とする。

2 別表第1に掲げる工事のうち下記に該当する工事の点数の合計が10点以上となる場合は、前項各号における「いずれか低い額」に、それぞれ次の額を加算するものとする。

(1) 別表第1の1-1に該当する場合は20万円

(2) 別表第1の1-3に該当する場合は10万円

3 補助金の額の算定にあたっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

工事内容	基準点
1-1. 全体改修工事（やまがた省エネ健康住宅の認証を受けて改修するもの）	10点/工事
1-2. 窓改修工事（外部に面する住宅の開口部に別表第5（1）の基準を満たす建具を設置するもの）	5点/箇所
1-3. 部分改修工事（住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に別表第5（2）の基準を満たす断熱材を使用するもの）	2点/m ²

別表第2

工事内容	基準点
2-1. 住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m ²
2-2. 勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所
2-3. 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの（1）浴室の床面積を増加させる工事	10点/m ²
（2）浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所
（3）固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2点/箇所
（4）身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	3点/箇所
2-4. 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
（1）便所の床面積を増加させる工事	10点/m ²
（2）便器を座便式のものに取り替える工事	10点/箇所
（3）座便式の便器の座高を高くする工事	10点/箇所
2-5. 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	
（1）長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの	2点/m
（2）長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの	2点/箇所
2-6. 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上が	

<p>りかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む)</p> <p>(1) 勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの</p> <p>(2) (1)以外の部分の段差を解消するもの</p>	<p>10点/m²</p> <p>5点/m²</p> <p>又は</p> <p>2点/箇所</p>
<p>2-7. 住宅の出入口の戸を改良する工事であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事</p> <p>(2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事</p> <p>(3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事</p> <p>イ 戸に開閉のための動力装置を設置するもの</p> <p>ロ 戸を吊戸方式に変更するもの</p> <p>ハ イ及びロ以外のもの</p>	<p>5点/箇所</p> <p>1点/箇所</p> <p>10点/箇所</p> <p>5点/箇所</p> <p>2点/箇所</p>
<p>2-8. 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事</p>	<p>1点/m²</p>
<p>2-9. エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事</p>	<p>10点/箇所</p>

別表第3

工事内容	基準点
<p>3-1. 住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 雪下ろし作業用命綱（安全带）を固定するための金具を取り付ける工事</p> <p>(2) 雪止めを設置し、又は取り替える工事</p> <p>(3) 固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事</p>	<p>2.5点/箇所</p> <p>累計5m未満は5点/箇所、 累計5m以上は10点/箇所</p> <p>5点/階</p>

3-2. 住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、 次のいずれかに該当するもの	
(1) 屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所
(2) 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点/箇所
(3) 屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所
3-3. 住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所

別表第4

工事内容	基準点
住宅に県産木材を使用した工事	2.5点/0.1m ³

別表第5

(1) 別表第1で定める建具の基準

工事内容	熱貫流率 (W/m ² ・K)
外窓交換・内窓設置	1.5以下

(2) 別表第1で定める断熱材の基準

部位	熱抵抗値 (m ² ・K/W)
屋根	6.6以上
天井	5.7以上
外壁	3.3以上
床	3.3以上
土間床等の外周部分の基礎壁	3.5以上